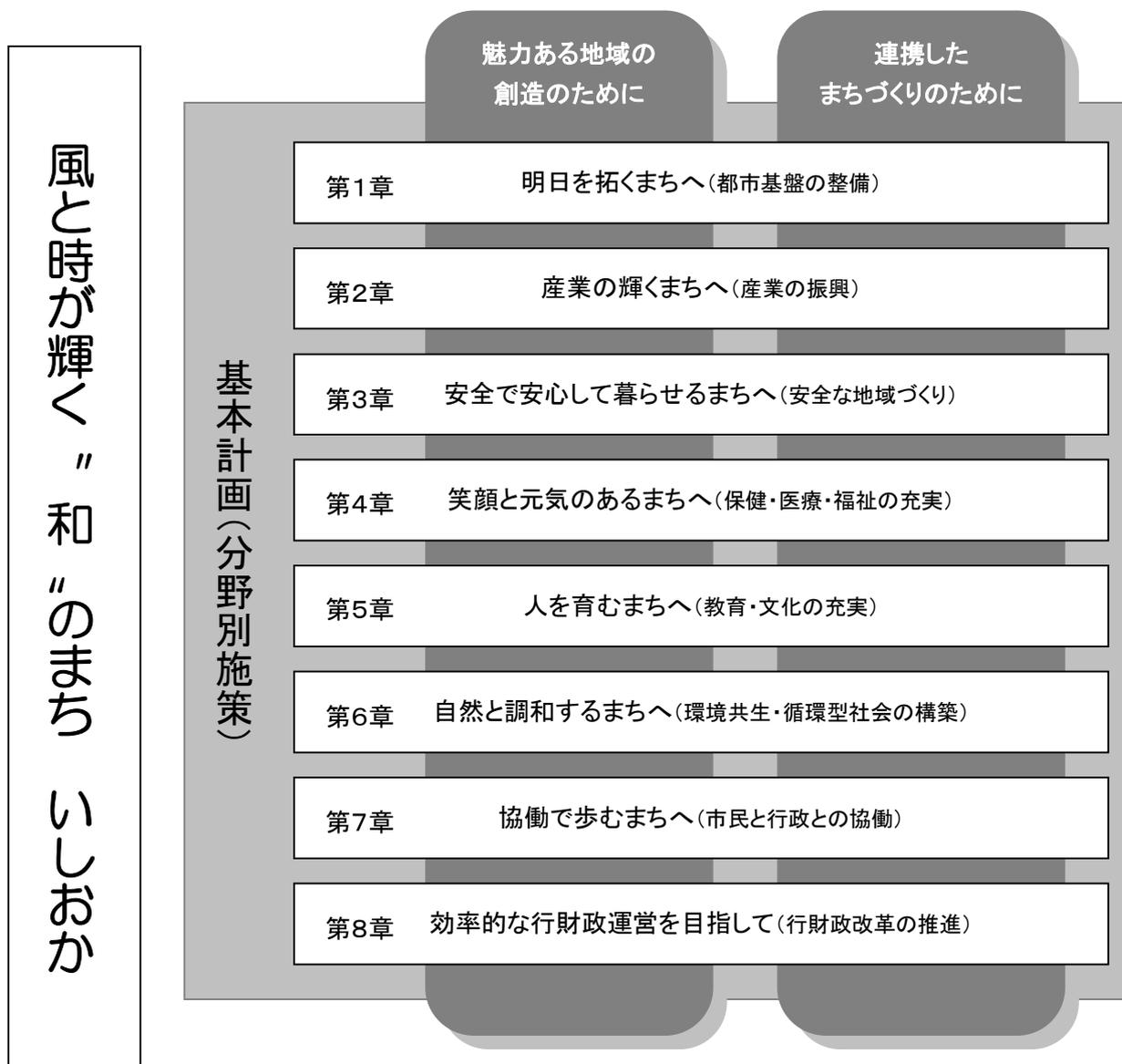

第4部 魅力あるまちづくりに向けて

魅力あるまちづくりに向けて

第3部 基本計画に位置づけた各施策の実践によって、基本構想において本市の将来像として掲げた「風と時が輝く“和”のまち いしおか」の実現を目指します。その中で、一人ひとりの市民がこの将来像の実現を実感するためには、石岡のまちの魅力創造と市民との協働が重要です。

そこで、市民との協働による新しい石岡市の魅力あるまちづくりを進めていくために、基本計画の第1章から第8章で位置づけた施策・事業を、「『風と時が輝く』まち＝魅力ある地域の創造」と「『“和”の』まち＝連携したまちづくり」という2つの視点から抽出し、より効果的なまちづくりを進めるために施策横断的・一体的に取り組む施策群として位置づけ、再整理します。



魅力ある地域の創造のために

本市は、自然や歴史に代表される豊かな地域資源を有しています。市民アンケートにおいても、「自然」、「歴史」、「伝統」が本市の魅力・長所として多くの市民に認識されています。

本市が持つ魅力・長所を伸ばし、個性あるまちづくりを進めていくことは、人口減少社会に入り、都市間競争の厳しさが増しつつある現在において、非常に重要性を増しています。

したがって、これらの地域資源を守り育み次世代に継承していくとともに、その活用を図りながら、石岡市としての個性を明確にし、まちへの愛着心を育むため、本市の魅力・長所である「自然」や「歴史」と関連の深い施策について施策横断的・一体的な取り組みを進め、『風と時が輝く』魅力ある地域を創造します。

まちづくりの方向	主な取り組み	／関連施策(()内は章内の施策名)
自然・歴史と調和した まちなみ景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 適切な開発(建築)指導 地区計画・建築協定等の制度活用 景観形成にかかる意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ／第1章(計画的な土地利用)(住宅の整備) ／第1章(計画的な土地利用)、第6章(住環境・都市景観等の整備) ／第6章(住環境・都市景観等の整備)
観光・交流ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 上曾・朝日トンネルの整備促進 恋瀬川サイクリングロードの充実 周遊ルートの整備 観光マップ等の作成 歴史資源のネットワーク化等 	<ul style="list-style-type: none"> ／第1章(道路の整備) ／第1章(河川・湖沼の整備) ／第2章(観光産業の振興) ／第2章(観光産業の振興) ／第2章(観光産業の振興)、第5章(歴史・文化財の保護・活用)
観光・交流施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 田園空間の整備(中原池、高友遊水池整備) 休憩・情報発信施設の整備 複合文化施設の整備 歴史資産の周辺環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ／第1章(公園・緑地の整備) ／第2章(観光産業の振興) ／第5章(文化・芸術の振興) ／第5章(歴史・文化財の保護・活用)
地域資源を活用した 観光・交流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域ブランドの確立 グリーンツーリズムの推進 スカイスポーツの活用 フィルムコミッションの推進 市内芸術家の支援と市民との交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ／第2章(農林業の振興) ／第2章(農林業の振興)、(観光産業の振興) ／第2章(観光産業の振興) ／第2章(観光産業の振興) ／第5章(文化・芸術の振興)

関連する主要事業	
自然・歴史と調和した まちなみ景観の形成	○景観基本計画の策定
観光・交流ネットワークづくり	○(仮称)朝日トンネル整備事業 ○観光ネットワークの形成・地域間交流促進事業
観光・交流施設の整備	○常陸風土記の丘の拡充

連携したまちづくりのために

厳しい財政環境の中、地域の個性を伸ばし、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政との一体となった取り組みが求められます。市民と行政が協働で歩む社会を実現していくためには、市民への迅速かつ的確な情報提供等を行っていくとともに、市民と共に歩む魅力あるまちづくりを進める熱意が重要となります。さらに、本市が新しい石岡市として、真に一体のまちづくりを進めていくためには、地域と地域の連携といった視点も欠かせません。

また、これからの時代のまちづくりの中心的な担い手は市民であり、こうした“担い手”を確保・育成するためには、その基盤となる本市の人口の維持、とりわけ将来のまちづくりを担う子どもたちを育成するための少子化対策が重要となります。

したがって、協働のための仕組みやルールを整備、各種情報の一元的な提供といった協働のための周辺環境の整備や各種支援、まちづくりの担い手づくりを効果的に行いながら、市民と行政、市民と市民、地域と地域が連携したまちづくりを進め、『“和”のまち いしおか』の実現を目指します。

まちづくりの方向	主な取り組みと関連施策
市民参画による計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン・農業振興地域整備計画の策定 / 第1章(計画的な土地利用) ・中心市街地活性化基本計画の策定 / 第2章(商業・サービス業の振興) ・観光マップ等の作成 / 第2章(観光産業の振興) ・防災・防犯マニュアル(マップ)の作成 / 第3章(防犯対策の充実)、(交通安全の推進)、(防災体制の充実) ・景観基本計画の策定 / 第6章(住環境・都市景観等の整備)
連携したまちづくりのための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協働まちづくり条例の制定 / 第7章(市民と行政との協働) ・意見公募(パブリックコメント)制度の活用 / 第7章(市民と行政との協働) ・指定管理者制度・里親制度の推進 / 第1章(公園・緑地の整備)、第7章(ボランティア・NPOへの支援) ・学校運営への参画促進 / 第5章(地域に開かれた学校づくり) ・地域活動への参加 / 第5章(地域に開かれた学校づくり) ・委員公募人数の拡充 / 第7章(市民と行政との協働) ・既存公共施設の有効活用・利用利便性の向上 / 第7章(コミュニティの充実) ・担当業務窓口の明確化 / 第8章(情報公開と対話の推進) ・地域包括支援ケア体制の推進 / 第8章(情報公開と対話の推進) ・地域活動拠点の配置・あり方の見直し / 第5章(生涯学習・生涯スポーツの推進)、第7章(コミュニティの充実) ・会議の公開等の推進 / 第7章(市民と行政との協働) ・管理運営の市民委託の推進 / 第7章(市民と行政との協働) ・市民との対話の推進 / 第8章(情報公開と対話の推進) ・家庭・地域・学校・警察・行政の連携強化 / 第3章(防犯対策の充実)、第5章(青少年の健全育成) ・各種団体等との連携強化 / 第3章(防災体制の充実) 第4章(健康づくり)、(地域医療の充実)、(地域福祉の充実) 第6章(自然環境の保全・共生) 第7章(男女共同参画社会の実現)、(ボランティア・NPOへの支援)

市民等のまちづくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のまちづくり活動に対する支援 ・自主防犯・防災組織の支援・充実 ・ボランティア・NPOの育成支援 ・生涯学習・地域活動への支援 ・企業等に対する子育て支援への取り組み強化 ・障害者団体への支援 ・文化・芸術団体や町内会・保存会等への支援 ・緑化・美化活動の支援 ・環境問題への取り組み支援 ・市民・企業への導入促進・支援 ・区長自治連合会に対する支援 ・選択性のある活動メニュー・支援策の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ／第1章(計画的な土地利用) ／第3章(防犯対策の充実)、(防災体制の充実) ／第4章(地域福祉の充実) ／第4章(高齢者福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(障害者の充実) ／第5章(文化・芸術の振興) ／第6章(住環境・都市景観等の整備) ／第2章(工業の振興) ／第6章(省エネルギー・新エネルギーの推進) ／第7章(コミュニティの充実) ／第7章(コミュニティの充実)
まちづくりの担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアの育成確保 ・人材育成 ・公民館活動の充実 ・生涯学習講座の拡充 ・市民講師・指導者の確保 ・歴史案内ボランティアの充実 ・地域活動・ボランティア活動・国際交流活動等の機会提供・参加促進 ・コミュニティ活動の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ／第2章(観光産業の振興) ／第4章(障害者福祉の充実) ／第5章(生涯学習・生涯スポーツの推進) ／第5章(生涯学習・生涯スポーツの推進) ／第5章(生涯学習・生涯スポーツの推進) ／第5章(歴史・文化財の保護・活用) ／第5章(青少年の健全育成) ／第7章(コミュニティの充実)
(少子化対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業の実施 ・産科医の誘致推進 ・統合保育所の整備 ・幼保一元化の推進 ・保育サービスメニューの拡充 ・地域子育て支援センターの充実 ・子育て相談・情報提供体制の整備 ・放課後児童対策の充実 ・子どもの遊び場の確保 ・家庭教育学級の充実 ・相談体制の整備・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ／第4章(健康づくり) ／第4章(地域医療の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第4章(児童福祉の充実) ／第5章(生涯学習・生涯スポーツの推進) ／第7章(男女共同参画社会の実現)

関連する主要事業	
市民参画による計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープラン策定事業 ○中心市街地活性化基本計画策定事業 ○防災まちづくり事業 ○景観基本計画の策定
市民との協働のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公園里親制度の推進 ○防災まちづくり事業 ○病院群輪番制事業 ○緊急診療所運営事業 ○地域ケアシステム推進事業 ○学校評議員制度の充実 ○関係団体等による青少年育成活動支援事業 ○協働まちづくり条例の制定 ○意見公募(パブリックコメント)制度の活用 ○広報・広聴制度の充実 ○一部事務組合の見直し
市民のまちづくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯パトロール活動の推進 ○区長自治連合会の充実
まちづくりを担う人材等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コーディネーター育成事業 ○統合保育所の推進 ○地域子育て支援センター設置事業 ○家庭教育学級の推進

市民ワークショップにおける魅力あるまちづくりのための提案

魅力ある地域の創造に向けた提案

- ・ 散策ルート(歩道・休憩所、レンタサイクル導入等を含む)の整備
- ・ 観光ルートづくり(テーマ別コース設定、ツアーバスの導入 等)
- ・ 観光案内の充実(案内板の設置、観光マップの作成 等)
- ・ おもてなし施設整備(トイレ・休憩施設、お土産市場 等)
- ・ 体験センター(拠点)の整備
- ・ 学ぶ場の整備(風土記の丘での茅葺き伝承環境整備、史料館の整備、体験学習の場づくり)
- ・ 市民による体験プログラムの立案
- ・ だれもが楽しめる自然体験プログラムの整備
- ・ 質の高いイベントの開催
- ・ グリーンツーリズム(里山体験や農山村体験 等)の実施
- ・ おまつり体験((市外の人を対象とした)おまつりファンクラブの組織化 等)
- ・ まちの資源の再調査、まちの魅力度の総合評価(市民と来訪者の評価)
- ・ 昔話の発掘

連携したまちづくりに向けた提案

- ・ 計画策定段階からの市民参加の促進
- ・ 市民参加のまちづくり条例の制定
- ・ 市民情報ネットワークづくり
- ・ 市民交流サロンの整備
- ・ 各種ワークショップの開催
- ・ すべての子どもの権利条例の制定
- ・ 市民会議の機能充実
- ・ NPO団体等での市民活動窓口の設置
- ・ 活用人材バンク創設
- ・ ピア(仲間)カウンセリングの実施
- ・ 介助員制度、通学・通所・通院に対する支援(全ての子どもの機会保障)
- ・ 一人暮らしの高齢者等に対する支援の充実(ボランティア活動の充実)
- ・ 起業の促進 等
- ・ 市民ボランティアの育成(案内ボランティア、清掃ボランティア、読み聞かせボランティア 等)
- ・ 市民団体の実態調査や個人で活動している人などの人材発掘
- ・ 人材の育成・団体等への支援
- ・ コーディネーターの育成
- ・ 人材育成機関の設置
- ・ まちづくりセミナーの開催 等
- ・ 仲間・グループの育成 等
- ・ 若者定着に向けた支援

総合計画の確実な実行のために

本総合計画を着実に実行・実現していくためには、計画の進捗管理が大切です。

本計画は、各施策において市民満足度及び成果指標を設定し、数値による客観的な進捗管理が行える計画となっており、その推移等を公表することにより、計画の進捗状況を市民と行政が共有していくこととします。

さらに、より適切かつ効果的な管理・評価を行うため、施策や事業の成果などを評価・検証する行政評価システムを早期に構築し、これを効果的に実行していくための全庁的な組織・体制を整備します。あわせて、市民などが評価に参加できる仕組みを構築し、客観性の高い評価を実施します。

また、これらの評価結果については、毎年のローリング方式で見直しを行う実施計画において、適切に予算編成・人事に反映させることで効率的・効果的な行政経営を行っていきます。